

ただいまから、鹿沼市議会議員の倫理に関する条例第7条第5項の規定に基づき、鹿沼市議会議員政治倫理審査会の審査結果を報告いたします。

令和5年3月30日 議長に対し、横尾武男議員、阿部秀実議員2名の連署で鈴木 毅議員が政治倫理基準に違反している旨の審査請求が提出されたことを受け、4月14日付けで鹿沼市議会議員政治倫理審査会が設置され、本審査請求が付託されました。

審査請求の対象となった事由は、時効取得を理由とする農地の取得が農地法違反として、鹿沼市農業委員会より登記抹消を求められた事件について、鹿沼市議会議員の倫理に関する条例(以下、「条例」という。)第3条政治倫理基準に違反するおそれがある。としたものです。

同審査会は、4月14日、4月28日、5月9日、3回開催し、審査請求者、審査対象者、関係機関から内容確認を行いました。

その後、審査請求の適否を委員に諮ったところ、審査請求として適しているとした委員が6名、審査請求として適していない、否とした委員1名、「審査請求に根拠がない、審査会に参加して議論すべきではない」等の理由で適否の判断を示さず退席した委員が4名となり、本審査請求は、条例に基づく審査請求として適していると決しました。

次に、5月18日の審査会では、政治倫理基準に違反する行為の存否について審議する予定でしたが、5名の欠席者により出席人数が成立要件を満たしていないため、流会することに決しました。

5月18日の流会に加え、5月23日、6月5日、6月12日と4回続けて同じ5名の欠席者が出たため流会に至りました。

そのため、時効取得を理由とする農地の取得が農地法違反という事実関係の解明することに至らず、議長への報告期限である6月12日をむかえ、止む無く審査会は終了することになり、大変遺憾に感じております。

政治倫理審査会を進める立場として、本事案による内容の重大性や議会運営への影響 また、議員個々の倫理観を損なうことを十分に勘案し、条例の適正運用に努める必要があり 今後、条例の改正を含めて整備が必要であることを強く感じる次第であります。

なお、当審査会の審査結果については、審査結果報告書として6月12日に議長へ提出しております。

以上で3月30日付け審査請求に対する鹿沼市議会議員政治倫理審査会審査結果についての報告を終わります。